

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、失業者の退職手当に係る規定について所要の改正を行う。

失業者の退職手当

職員が退職した場合において、退職時に支給された退職手当の額が、その者を雇用保険法の被保険者等とみなしたならば支給されることとなる手当等に相当する額に満たず、かつ、退職後失業しているときにその者に支給する差額分の退職手当

2 条例の概要

- (1) 失業者の退職手当に係る規定中、引用する雇用保険法の条項等を改める。
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

自然公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、引用している自然公園法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。